

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-513370(P2001-513370A)
 【公表日】平成13年9月4日(2001.9.4)
 【出願番号】特願2000-507005(P2000-507005)
 【国際特許分類】

A 6 1 M 1/14 (2006.01)
A 6 1 K 31/4415 (2006.01)
A 6 1 K 31/51 (2006.01)
A 6 1 K 31/519 (2006.01)
A 6 1 K 31/714 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 1/14 5 2 3
 A 6 1 K 31/4415
 A 6 1 K 31/51
 A 6 1 K 31/519
 A 6 1 K 31/714

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月5日(2005.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 カルニチン又は医薬的に許容され得るそれらの塩の有効量、及び葉酸、ビタミンB₆、チアミン、ビタミンB₁₂、又は医薬的に許容され得るそれらの塩類から選定される少なくとも1つのビタミンの有効量により特徴づけられる透析溶液。

【請求項2】 更にビタミンCの有効量を含む、請求項1に記載の透析溶液。

【請求項3】 葉酸、ビタミンB₆、チアミン、ビタミンB₁₂、ビタミンC、及びカルニチン、又は医薬的に許容され得るそれらの塩類を含む、請求項1に記載の透析溶液。

【請求項4】 少なくとも1つのカルニチン又はビタミンが生理的量超の量で存在している、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の透析溶液。

【請求項5】 血液透析溶液である、請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の透析溶液。

【請求項6】 腹膜透析溶液である、請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の透析溶液。

【請求項7】 カルニチン又は医薬的に許容され得るそれらの塩、及び葉酸、ビタミンB₆、チアミン、ビタミンB₁₂、又は医薬的に許容され得るそれらの塩類から選定される少なくとも1つのビタミンを含んで成ることを特徴とする透析溶液の使用のためのビタミン濃縮溶液。

【請求項8】 カルニチン又は医薬的に許容され得るそれらの塩、及び葉酸、ビタミンB₆、チアミン、ビタミンB₁₂、又は医薬的に許容され得るそれらの塩類から選定される少なくとも1つのビタミンを含んで成ることを特徴とする透析溶液の調製に使用するための粉末混合物。